

各県立学校長 様

教 育 長
(公印省略)

県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の運用について

標記について下記のとおり定めたので、これによって運用してください。

なお、制定にあわせて「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について」は廃止します。

記

第1条関係

- 1 「ハラスメントの防止及び排除」とは、ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。
- 2 「長崎県立学校の職員」には、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を含む。

第2条関係

- 1 この条の第2号の「他の者を不快にさせる」とは、職員が他の職員を不快にさせること、職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること及び職員以外の者が職員を不快にさせることをいう。
- 2 この条の第2号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的志向（※1）若しくは性自認（※2）に関する偏見に基づく言動も含まれる。
なお、性的な内容の発言には、性的な事実を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を意図的に流布することのほか、性的な冗談やからかい、食事・デート等への執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと等が、性的な行動には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、わいせつな図画等（写真、絵、置物、文書、電磁的記録に係る記録媒体等）を配付、掲示すること等が含まれる。
- 3 この条の第3号の「職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に」とは、管理職による

職務上の権限や地位を背景にした言動が基本であるが、技能の経験や年齢の差などに基づく先輩と後輩、同僚間、職員と児童・生徒・保護者・教育実習生等との間の言動も含まれる。

4 この条の第3号の「適正な業務や指導の範囲を超えて」とは、達成が不可能な業務命令や仕事上必要性のない指示命令、人格を否定するような指導や注意、他の職員等とは異なる過重な量の業務等を強要することなどが該当するものである。

5 この条の第3号の「継続的に」とは、一過性のものではなく、必要以上に何度も繰り返すことをいう。但し、その言動が刑法（暴行罪、脅迫罪等）に該当したり、不法行為の強要などの場合は、一度でもパワハラに該当するものである。

6 この条の第4号に定める言動は、職場の上司又は同僚の言動によるものが該当する。また、この条の第4号に規定するものであっても、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。

7 この条の第4号の「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。

8 この条の第5号の「職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること」とは、職員等が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、人格を傷つけられ、仕事や修学への意欲や自信を失ったり、心身の健康を害することや職務や修学に専念することができなくなる等その能率の発揮が損なわれる程度に就労上又は修学上の環境が不快なものとなることをいう。

9 この条の第5号の「ハラスメントへの対応」とは、この条の第2号、第3号及び第4号に定める言動に対する拒否、抗議、苦情の申し出等の行為をいう。

10 この条の第5号の就労上の「不利益」には、勤務条件に関する不利益のほか、同僚等から受ける誹謗や中傷などを職員が受けることその他の不利益が含まれる。また、修学上の「不利益」は進学、進級、成績評価の取扱いにおける不利益をいう。

第3条関係

「校長等管理監督者」とは、職員を管理監督する地位にある者をいい、校長、副校長、教頭、事務長及び特別支援学校の各部の主事をいう。

第4条関係

この条の第1号(1)③の妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な「言動」とは、不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。

第5条関係

この条の第3号の「求められる役割及び技能」には、管理又は監督の地位にある職員がハラスメントに関する苦情相談に適切に対応するために必要な知識等が含まれる。

第6条関係

- 1 苦情相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
 - 一 他の職員等がハラスメントをされているのを見て不快に感じる職員等からの苦情の申出
 - 二 他の職員等からハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員等からの相談
 - 三 職員等からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談

- 2 県立学校に配置する「相談員」は、監督者及び校長が選任する者とする。ただし、校長が選任する者のうち少なくとも1名は、職員の互選による者とする。なお、相談員は男女それぞれ1名以上とする。

- 3 監督者は、相談者に対し、責任を持って苦情相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員に対する研修等を実施し、又は相談員を県教育委員会の研修等に参加させるよう努めるものとする。

第7条関係

- 1 この条の第1項について、相談を受けた相談員が監督者以外である場合には監督者へ報告するものとし、監督者は校長の指示のもと解決にあたるものとする。

ただし、校長によるハラスメント事案については、高校教育課長が解決にあたるものとする。

- 2 この条の第3項の高校教育課長（行為者が事務職員の場合は教職員課長、会計年度任用職員の場合は各任用所属長）への報告については、別紙様式「苦情相談記録表」により校長を経由して行うものとする。

ただし、校長によるハラスメント事案については、苦情相談を受けた相談員が校長を経由せずに、直接、高校教育課長に報告するものとする。

【各種相談窓口】

○なん電かん電相談

高校教育課

■電話番号 095-894-3358

○教職員のための相談電話

県教育センター

■電話番号 0120-72-5312（専用フリーダイヤル）

0957-53-1136（専用電話）

■FAX番号 0957-50-1950（専用FAX）

■相談時間 月～金曜日（年末年始、祝日は除く）9：00～20：50

○職員からの苦情相談

県人事委員会

■電話番号 095-894-3554（専用電話）

※詳細はHP 長崎県人事委員会→職員からの苦情相談

※1 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか。 ※2 性別に関する自己意識